

燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

燕市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年燕市条例第169号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

燕市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年燕市条例第169号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「割合及び」の次に「年」を加え、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、「割合が」の次に「年」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

1	合併前の燕市の区域
	第5条の規定により公告された区域内の土地の面積に、次の負担区に応じた1平方メートル当たりの単価を乗じて得た額とする。
	ア 第1期計画区域負担区 1平方メートル当たり 170円
	イ 第2期計画区域負担区 1平方メートル当たり 498円
	ウ 第3期計画区域負担区 1平方メートル当たり 520円
	エ 第4期計画区域負担区 1平方メートル当たり 545円
	オ 第5期計画区域負担区 1平方メートル当たり 510円
	カ 第6期計画区域負担区 1平方メートル当たり 510円
	キ 第7期計画区域負担区 1平方メートル当たり 510円
2	合併前の吉田町及び分水町の区域
	(1) 第5条の規定により公告された区域内の一土地(1筆の土地又は隣接する2筆以上の土地で形状及び利用状況により一体をなしていると認められる土地をいう。次号において同じ。)につき150,000円。
	(2) 前号の規定にかかわらず、住宅及び併用住宅(住宅と事務所、店舗、工場等住宅以外の用途を持つ部分を併せ持っている建物をいう。)以外

の建物が建築されている土地については、当該建物に設置されている水道メーターの口径別に、一土地につき次の額とする。

- ア 25mm 以下 200,000 円
- イ 26mm 以上 50mm 以下 250,000 円
- ウ 51mm 以上 75mm 以下 300,000 円
- エ 76mm 以上 400,000 円

ただし、当該建物に複数の水道メーターが設置されている場合は、それぞれの水道メーターの口径断面積を合計し、一口の水道メーターの口径に換算して適用するものとする(端数切捨て)。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市下水道事業受益者負担に関する条例附則第5項の規定は、延滞金のうち施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。